# 農業・食品産業競争力強化支援事業等 補助金交付要綱の制定について

16生産第8265号、平成17年4月1日農林水産事務次官依命通知

改正 平成17年 9月 1日 17生産第2954号 改正 平成18年 3月31日 17生産第8571号 改正 平成19年 3月30日 18生産第9318号

この度、広域連携等産地競争力強化支援事業及び広域連携アグリビジネスモデル支援事業並びに高生産性地域輪作システム構築事業の実施に係る農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知願いたい。

以上、命により通知する。

#### (別 紙)

## 農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱

- 第1 農林水産大臣は、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱(平成17年4月1 日付け16生産第8264号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。) 及び高生産性地域輪作システム構築事業実施要綱(平成17年4月1日付け16農会第 1562号農林水産事務次官依命通知。以下「地域輪作実施要綱」という。)及び生産 資材コスト低減成果重視事業実施要綱(平成18年3月31日付け17生産第8221 号農林水産事務次官依命通知。以下「コスト低減実施要綱」という。)及び低コスト植 物工場成果重視事業実施要綱(平成18年4月3日付け17生産第8530号農林水産 事務次官依命通知。以下「植物工場実施要綱」という。)に基づいて行う事業に要する 経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交 付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第1 79号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法 律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水 産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金 等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産 省告示第899号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平 成12年6月23日農林水産省告示第900号)に定めるもののほか、この要綱に定め るところによる。
- 第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。
- 2 前項に定めるもののほか、実施要綱第3の2のただし書の事業に要する経費は、同要綱第3の2の(1)及び(2)に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができることとし、これに対する補助率は、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長及び農林水産省経営局長(以下「生産局長等」という。)が別に定めるところによる。
- 第3 次の(1)及び(2)に掲げる流用をしてはならない。
  - (1) 別表の区分の欄に掲げる、からまでの事業の相互間における流用。
  - (2) 別表の区分の欄の の経費の欄の の3に掲げる、知識集約型産業創造対策事業 にあっては、知識集約型産業創造対策事業公募要領(以下「公募要領」という。) に定める取組課題の相互間における流用。
- 第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書及び添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。
- 2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消

費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

- 第5 規則第2条の規定による申請書の提出は、補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長(北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業及び知識集約型産業創造対策事業を実施する補助事業者並びに低コスト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業を実施する補助事業者にあっては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあっては内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。)とする。第9のただし書及び第13のただし書を除き、以下同じ。)が別に定める日までに行うものとする。
- 第6 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長の承認を受けようと する場合には、別記様式第2号により変更承認申請書正副2部を地方農政局長に提出し なければならない。
- 第7 規則第3条第1号イ及び口に規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の 重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。
- 第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長に提出するものとする。ただし、地方農政局長(北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業及び知識集約型産業創造対策事業を実施する補助事業者並びに低コスト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業を実施する補助事業者にあっては生産局長等、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあっては沖縄総合事務局長とする。第10を除き、以下同じ。)が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。
- 第10 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、 地方農政局長に正副2部提出しなければならない。
- 2 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出する に当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、

これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した 後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税 等相当額が確定した場合には、その金額(前記の規定により減額した補助事業者につい ては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第5号により速やかに地方 農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければ ならない。
- 第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件 当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、 豚及びめん羊とする。
- 第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度 の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、補助事業に より取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合に おいては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならな い。
- 第13 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、交付先の選定を公募により行う事業及び地方農政局長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

第14 補助事業者のうち公益法人(民法第34条の規定により設立された法人をいう。) にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書(別記様式第7号)を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

## 附則

この改正された要綱は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

#### 附則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 低コスト植物工場成果重視事業費補助金交付要綱(平成18年4月3日付け17生産第8529号農林水産事務次官依命通知。以下「旧植物工場交付要綱」という。) は廃止する。
- 3 平成18年度までに旧植物工場交付要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

展業・食品 産業海補助金  (1) 成分保証・分別管理機械・ 施設整備 (1) 成分保証・分別管理機械・ 施設整備 (1) 成分保証・分別管理機械・ 施設整備 (1) 水の保証・受する経費 (1) 米限界生産資温で表して、 力の実施に受する経費 (1) 米限界生産資温で表した。 (2) 技術革新波及対策事業 (1) 米限界生産資温で表した。 (2) 大政代大規模経営品管管理 システム実用化事業 (3) 表の発発・リスク制制モデルを地形成事業 (4) さとうきで当由に対する新助除体系導入事業 (5) 高配質からご安定生産技術等人系導入事業 (6) 施設園選事業 (7) 野菜低コスナ供給パートナーション推産連手業 (8) 地産地沿にオーラーン・活動対策事業 (9) 産地提案型事業 (9) 産地提案型事業	区分	経	費	補助率	重	要	な変	更
#	丘 ガ	紅生	其	TH 以 <del>学</del> 	経費の配	 記分の変更	事業の内	容の変更
新対策事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業(整備事業に限る。)の実施に要する経費 1 新需要創造対策事業 (1)成分保証・分別管理機械・施設整備 (1)成分保証・分別管理機械・施設整備 (1)米限界生産費追求モデル産地形成事業 (2)次世代大規模経営品質管理システム実芽リスク制御モデル産地形成事業 (4)さとうきび害虫に対する新防除体系導入事業 (5)高品質かんきつ安定生産技術導入事業 (6)施設園芸脱石油イノベーション推進事業 (7)野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業 (8)地産地消モデルタウン活動対策事業 (18)地産地消モデルタウン活動対策事業	産業強化対策	黄		<b>小</b> 球車業に亜	1 同一族	<b>菲凯笙</b> ▽   十半	1 結助車	禁老の亦再
	産業強化対策	<b>費</b> 新次る 1 ( 2 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	他業で 告正 皮主業大実発或を導か業長事口確肖 一般主要 対・ 及産 規用芽事び入ん 脱業ス立モ 画整す 策分 対費 模化リ業害事き 石 ト事デ に備る 事別 策追 経事ス 虫業つ 油 供業ル 基事経 業管 事求 営業ク に 安 イ 給 タ づ業費 理 業モ 品 制 対 定 ノ パ ウ で	する経費の 6/10、1/2以内 なお、それで れの補助率の内 容は、実のの 別表第1の記 るところによる	該設計はうのじげ( (を放け)のじば( (単ででは、) では、) 神超)経過と位計以更)変事助え工費ができます。	いいない ない ない ない ない はい ない はい ない はい ない はい	2 施設等 廃止 3 廃止行行変 場所の設等 4 位ごとの 0%を起	所及び設置 変更 に以は設計単 の事業量の3

□ □	分	経	費	2本 Bh 5を	重	要	な	变	更
X	73	<b>統</b>	貝	補助率	経費の配	己分の変更		事業の内容	容の変更
		でである。 「大きないでは、まないでは、まないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	アウ で 大き 実 と 大き	まない。 す以あ内 掲っ内 1 2 当る内っ)たげてと 施 別が 人(1 (3 ) 5強号4の権規 事費 かは し場、る 費(成定助定あ農)下第。業下特)化)年実利定 業の縄2 、合1/。 の沖員め事農っ事第同22)サ同定第促の律施又す に1/県以 次に以 欄縄にる業業で組22じ号 ーじ法4 進施第にはる 要3 で 2 で 2 で 3 で 3 で 3 で 3 で 4 で 3 で 4 で 5 で 5 で 6 で 6 で 7 で 6 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7	1	をいうでは、「単位では、」では、「単位では、」(単位では、「単位では、」」では、「単位では、「単位では、」」では、「単位では、「単位では、」」では、「単位では、「単位では、」」では、「単位では、「単位では、」では、「単位では、」は、「単位では、「単位では、」」では、「単位では、単位では、「単位では、単位では、単位では、「単位では、単位では、単位では、単位では、単位では、単位では、単位では、単位では、	D.殳ス   容可曷   車を   D.貴     業官   て こる(業(法 託 生法律女げこと	12 3 4 7 7 7 7 8 8 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1	業の 所更又事え でく長る 含 第1,27下 に 法営津(付に者新 及 は業る の。等も む 13,7年 に は営津で事よの設 び 設量増 附)がの 法 2。法同 う。 第盤3 几葉る変又 設 計の減 帯)がの 法 2。法 6 盤 1 更は 置 単 3
		・ ・ モデル	支援施設等整備附						
		オ アから (2) 特認事 (3) 広域連 モデル	፤業 連携アグリビジネス ▽支援施設等整備附						

X	分	経	費	補助率	重	要	な	変	更
۵	חל	経	貝	<b>開助率</b>	経費の酢	己分の変更	事	事業の内容	宮の変更
		ウエオカキクケーコサシスセソ)のエオカキクケーコサシスセソ)の製農高未育新設新地経産地ア特広燥畜畜品利苗技ー規域営地域か認域調産産質用施術ー就農高形食ら事連	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	までは、にあり、 の見を存在では、 にあり、 の見のでは、 の見のでは、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のに	な で な び 以 を で で な な に は に は る る る る い い い は あ る る い い い い い い い い い い い い い	長等が別に気 家を含で ま 大 は 構成 は は は は は も い に 該 当 る る で る で る で る で で る で る で る で る で る	ごめる材 て、 認の に、 認の にもの	機械を除く 生産局長 に該当する	(。) 長等が るもの

区 分     経     費     補 助 率     経費の配分の変更       牛肉等関税 財源競争力強 化生産総合対 策費補助金 1 競争力強 化生産総合     未来志向型技術革新対策事業 費     大来志向型技術革新対策事業     大本本高の型技術を新対策事業	事業の内容の変更
財源競争力強 化生産総合対 策費補助金 1 競争力強 <b>未来志向型技術革新対策事業</b>	
対策事業費 対策事業費 補助事業者が未来志向型技術革 当該事業に要 1 同一施設等又は当	1 補助事業者の変更
新対策事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業(整備事業に限る。)の実施に要する経費	2 施設等の新設又は 廃止 3 施行箇所及び設置 場所の変更 4 施設等又は設計単 位ごとの事業量の3
ア 飼料作物作付及び家畜放 牧等条件整備 (ア)飼料作物作付条件整備 (ウ)水田飼料作物作付条件 整備 イ 畜産物共同利用施設整備 (ア)畜産物処理加工施設 (イ)家畜飼養管理施設 (カ)家畜飼養管理施設 (カ)搾乳関連排水処理施設 ウ 共同利用機械整備 エ その他必要な施設又は機 械の整備	
2 競争力強 化生産総合 対策事業推 進費費補助 金	2 事業の新設又は廃止

区分	経費	補助率	重要	な変更
<u> Б</u>	<b>注</b>	開 助 卒	経費の配分の変更	事業の内容の変更
成果重視事 業高生産性地 域輪作システ ム構築民間団 体事業推進費 補助金	高生産性地域輪作システム 築事業費 補助事業者が高生産性地域輔システム実証事業実施計画に基いて行う事業に要する次に掲げ 経費	<b>論作</b> 基づ		補助事業者の変更
	1 高生産性畑輪作システム研 のための実証普及 (1)推進協議会の開催 (2)実証ほの設置 (3)新技術等の評価・確立 (4)新技術等の普及啓発・研	する経費の1/2 以内		
	2 高生産性水田輪作システム 立のための実証普及 (1)推進協議会の開催 (2)実証ほの設置 (3)実証機械の試作・改良 (4)新技術等の評価・確立 (5)新技術等の普及啓発・研	する経費の1/2 以内		
成果重視事 業生産資材コ スト低減民間 団体事業推進 費補助金	生産資材コスト低減成果 事業費 補助事業者が生産資材コスト 減成果重視事業実施計画に基立 て行う事業に要する次に掲げる 費	~低 ブレ		1 補助事業者の変更 2 事業の中止又は廃 止
	1 生産資材コスト低減シスラ 検討会の開催 (1)システム検討会の開催 (2)超低コスト型栽培暦の代 ・配布	する経費の1/2 以内		
	2 生産資材コスト低減に資す 新技術の導入に必要な機械・ 設の整備及び研修への参加 (1)生産資材コスト低減に資 る新技術の導入に必要な研 への参加 (2)生産資材コスト低減に資 る新技術の導入に必要な制 機械及び施設の整備	・施 する経費の1/2 以内		
	3 生産資材コスト低減効果にの取組 の取組 (1)肥料等の大量一括受入がの整備 (2)農業機械の最適・効率和体系の確立 (3)農業機械の自己点検・割センターの設置 (4)その他生産資材費低減にする施設等の導入	する経費の1/2 施設 以内 利用 逢備		

X 3	· 経	曹	補助率	重	要	な	変	更
	J RE	貝	·佣 切 平	経費の配	己分の変更	事	業の内容	の変更
成果重視業低工場確立業費補助金	植 事 補助事業者 に基づいて行 掲げる経費 1 低コスト 設整備事業 (1)低コス	植物工場確立事業費が植物工場実施要綱う事業に要する次に 植物工場技術実証施 ト植物工場確立のた 実証に必要な施設の	当該事業に要する経費の1/2 以内	該設計はうのじげ(1 (2)設と位針以更)変事助え工能がはつのじげ(1 (2)でする)がある。	賃費又は国庫 €の30%を 5増減 野雑費以外の ↑ら工事雑費	廃」 3 1 位。 3	止 施行箇所 所の変更 施設等又 ごとの事	は設計単
<ul><li>業物間進</li><li>一、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大</li></ul>	植民推	討会の開催 指導 査 改良 植物工場確立・普及 員会の開催 場の動向調査 針の作成	当該事業に要 する 以内 定額			事業(	の中止又	く は 廃止

## 別記様式第1号(第4関係)

平成 年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

未来志向型技術革新対策事業 広域連携アグリビジネスモデル支援事業 高生産性地域輪作システム構築事業 生産資材コスト低減成果重視事業 低コスト植物工場確立事業

交付申請書

番 号 年 月 日

#### 農政局長 殿

> 所在地 団体名 代表者

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第4の規定により、農業・食品産業強化対策事業費補助金 円、農業・食品産業強化対策事業推進費補助金 円、牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費補助金 円、成果重視事業高生産性地域輪作システム構築民間団体事業推進費補助金 円、成果重視事業生産資材コスト低減民間団体事業推進費補助金 円、成果重視事業低コスト植物工場確立事業費補助金 円、成果重視事業低コスト植物工場確立事業費補助金 円、成果重視事業低コスト植物工場確立民間団体事業推進費補助金 円の交付を申請する。

記

## 事業の目的

注)様式は次のとおりとする。

事業の内容及び計画(又は実績)

1 未来志向型技術革新対策事業----- 様式 A2 広域連携アグリビジネスモデル支援事業----- 様式 B3 高生産性地域輪作システム構築事業----- 様式 C4 生産資材コスト低減成果重視事業----- 様式 D5 低コスト植物工場確立事業----- 様式 E

#### 様式A 未来志向型技術革新対策事業

#### 事業の目的

事業の内容及び計画(又は実績)

1 農業・食品産業強化対策事業費補助金(牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費補助金のうち競争力強化生産総合対策事業費補助金)

				対象作物	事業内容	事業量				負	担区	分	担保	備	考
都道府県名 及び 市町村名	事業実施主体 及び 地区名	施設の 所在地	事業種類	・ 畜種等名 (作物・ 畜種名)	(工種、施設 区分、構造 、規格、能 力等)	(単価、回 数、基数、 台数、面積 等)	実施期間	しゅん工予定 又は 完了年月日	事業費	国庫補助金	自己資金	その他	金融機関名 融 資 金額 資 選 年 数 そ の 他		
									P	Ħ	Ħ	P			
合 計															

- (注)1.「事業種類」の欄については、実施要綱別表第1に掲げる事業種類を記入すること。
  - 2 . 「対象作目・畜種等名(作物・畜種名)」の欄については、土地利用型作物、畑作物、野菜、花き、地域特産物、畜種別を記入し、( )書きで作物名を記入する。なお、土地利用型作物で主要農作物 種子を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること。また、複数作物を併記できるものとする。
  - 3.「事業内容」の欄については、実施要綱別表第1に掲げる事業内容を記入すること。
  - 4.同一事業のうち事業内容によって補助率が異なる場合は、補助率ごとに区分して記載し、補助率を備考欄に記載すること。
  - 5.「担保」の欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受けようとする場合に、金融機関名、融資名(制度融資名)、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項を記入すること。
  - 6.「備考」の欄には、事業区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額 円うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかで ない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額 円 うち国費 円」)を記入すること。
- 2 農業・食品産業強化対策事業推進費補助金(牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費補助金のうち競争力強化生産総合対策事業推進費補助金)

様式Aの の1と同じ。ただし、新需要創造対策事業のうち新需要創造フロンティア育成事業、施設園芸脱石油イノベーション推進事業のうち団体推進事業、野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業のうち団体推進事業及び知識集約型産業創造対策事業については、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8266号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知)の実施計画書に準ずる。

#### 様式B 広域連携アグリビジネスモデル支援事業

#### 事業の目的

補助事業	者名				実施計画年度		平成	年 度						
т ж.	Dh C*	事	業の内容		I	期		経	費(	D 配	分	担保		
事業	助成	工程只は	** ** ** **		* T		, I	w		負担区分		金融機関名	備	考
種類	対 象	工種 又は 施設 区分	施工箇所 又 は 事 設置場所	業量	着 工 年 月 日	年月		総事業費 (A)+(B)+ (C)	国庫補助金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	融資金額 償還年数 その他		
	土地基盤強備事業							P	円	円	Ħ			
	施 設 整 備 事 業													
	特認													
	事業													
	附帯									·				
	事業													
合	計										_			

- (注)1.事業種類の欄には、実施要綱別表2の事業種類欄の該当する事業種類名を記入すること。
  - 2 . 補助事業者及び施工箇所又は設置場所の欄には具体的な固有名称を記入すること。
  - 3. 工期の欄には、交付申請書にあっては着工及びしゅん工予定年月日を、実績報告書にあっては実際の着工及びしゅん工年月日を明記すること。
  - 4 . 担保欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を金融機関から融資を受けようとする場合に、金融機関名、融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項を記入すること。
  - 5. 備考欄には、工種又は施設区分ごとの国庫補助率を記入するとともに、助成対象事業ごと、補助事業者ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合に「含税額」とそれぞれ記入すること。

#### 様式 C 高生産性地域輪作システム構築事業

#### 事業の目的

初送应用夕	東光字族主体名	事	¥ 名	<b>社</b>	受	益	事業内容	事業量			負 担	区分	
都道府県名 ・ 市町村名	事業実施主体名 ・ 地区名	対策事業名	事業種目名 (取組名)	対象作物名	戸数	面 積	(工種、施設 区分、構造 規格、能力等)	(単価、回数 、基数、台 数、面積等)	完了年月日	事 業 費	国庫補助金	自己資金	備考
					厄	ha, t				円	P	円	
	<del></del>		·····	······	······	······	<del></del>	<del></del>	······	r	<u></u>		<b></b>
合	計		•				•	•					

<sup>(</sup>注) 備考欄には、事業区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額 円 うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」 とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額 円 うち国費 円」)を記入すること。

#### 様式D 生産資材コスト低減成果重視事業

#### 事業の目的

<b>邦诺</b> 库旧夕	車类字旋十体	佐並の	目標		目標数値		受	益	取組名	事業内容	事業量	完了予定	事業費	負	担 区	分	- 備 考
からいます。 及び 市町村名	事業実施主体 及び 地区名	施設の 所在地	日(伝	現 状 (平成 年度)	目 標 (平成 年度)	増 減 (増減率 等)	戸数	面積	<b>双組</b> 石	(工種、施 設、区分、 構造規格、 能力等)	(単価、回 数、基数、 台数、面積 等)	年月日	尹未貝	国庫補助金	自己資金	その他	<b>州 与</b>
														P			
合	計			<u> </u>	<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>						

- (注)1.「目標」の欄については、コスト低減実施要綱第5事業の目標に沿った3資材費の低減目標の他、その目標を達成するための肥料、農薬、農業機械費ごとのサブ目標も記入すること。
  - 2.「取組名」の欄については、生産資材コスト低減成果重視事業実施要領(平成18年3月31日付け17生産第8222号農林水産省生産局長、消費・安全局長通知)第2事業の内容に掲げる取組内容を 生産資材コスト低減システム検討会の開催、生産資材コスト低減に資する新技術の導入に必要な機械・施設の整備及び研修への参加、生産資材コスト低減効果向上の取組の順に記入すること。
  - 3.「事業内容」の欄については、取組名に記入する取組に対応させて記入すること。
  - 4. 備考欄には、事業区分ごと、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額 円 うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考の欄に合計額(「除税額 円 うち国費 円」)を記入すること。

#### 様式 E 低コスト植物工場確立事業

事業の目的

〉 注)低コスト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業については、低コスト植物工場成果重視事業実施要領 (平成18年4月3日付け17生産第8531号農林水産省生産局長通知)の事業実施計画書に準じる。

都道府県名 市町村名 地区名 受益農家戸数	業実名	対象品目	事業内容 (工種、施設 区分、構造、規 格、能力等)	事業量 (単価、回数、 基数、台数、面 積等)	完了年月日	事業費	負 担 国庫補助金	区 分自己資金	担保 金融機関名 融資 資金 名額 関 選 の 他	備考
						円	円	円		
合 計										

- (注)1.「事業内容」の欄については、植物工場実施要綱別表第1に掲げる事業の内容を記入すること。
  - 2.「担保」の欄には、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合に、金融機関名、融資名(制度融資名)、融資を受けようとする金額、 償還年数その他必要な事項を記入すること。
  - 3.「備考」の欄には、事業区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額 円 うち国費 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額(「除税額 円 うち国費 円」)を記入すること。

経費の配分及び負担区分

	総事業費	負	担 区	分		
		国庫補助	自己資金	その他		
□ 区 分	(A)+(B)	金			備	考
	+(C)					
	, ,	(A)	(B)	( C )		
	円	円	円	円		

注 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、知識集約型産業創造対策事業については、公募要領に定める取組課題及び経費も 併せて記載する。

事業完了予定(又は完了) 年 月 日

収支予算(又は精算)

1 収入の部

X	<b>-</b>	本年度予算額 (又は本年度	前年度予算額 (又は本年度	比較	増 減	備	 考
<u>S</u>	<i>)</i> ]	精算額)	・	増	減	伸	75
1 国 庫 補 助 金2 そ の 他		円	円	円	円		
合	計						

2 支出の部

区	<b>△</b>	本年度予算額 (又は本年度	前年度予算額 (又は本年度	比較	増 減	備	 考
	71	精算額)	予算額)	増	減	NHH	75
		円	円	円	円		
合	計						

注 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、知識集約型産業創造対策事業については、公募要領に定める取組課題及び経費も 併せて記載する。

#### 添付書類

- 1 実施設計書、実績報告にあっては出来高設計書を添付すること。
- 2 工事雑費については、別紙工事雑費内訳明細書を添付すること。
- 3 未来志向型技術革新対策事業のうち団体推進事業及び知識集約型産業創造対策事業を実施する補助事業者並びに低コスト植物工場確立事業推 進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業を実施する補助事業者については、定款、寄付行為等及び収支予算(又は収支決算)及び外部 へ委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)
- 4 その他参考となる資料

## (別紙)

## 工事雜費内訳明細書

事業種類	助成対象	工種又は 施設区分	工事雑費	うち	旅費	うち食糧費
			円		円	田
				内訳		内訳
				숲	議出席	会議費
					数回	回数 回
				$\downarrow$	数人	人 数 人
					指 導	説明会
					数回	回数回
				Д	数 人	人 数 人

(注)事業種類、助成対象事業、工種又は施設区分ごとに記入すること。

## 別記様式第2号(第6関係)

平成 年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

未来志向型技術革新対策事業 広域連携アグリビジネスモデル支援事業 高生産性地域輪作システム構築事業 生産資材コスト低減成果重視事業 低コスト植物工場確立事業

変更承認申請書

号日 月

#### 農政局長 殿

沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者 にあっては沖縄総合事務局長、北海道に主た る事務所が所在する補助事業者及び未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業及び知識集約型産業創造対 業、団体推進事業及び知識業約室産業制造対策事業を実施する補助事業者並びに低コスト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業を実施する補助事業 者にあっては農林水産大臣

> 所在地 団体名 代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業につ 綱第6の規定に基づき申請する。

記

記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。 この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補 助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業につい

では省略する。 - また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があっ たものに限り添付すること。

補助金の額が増額する場合は、件名の「 事業変更承認申請書」を「 業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、 農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第6の規定により申請す 」を「下記のとおり変更したいので、農業・食品産業競争力強化支援事業等 補助金交付要綱により、補助金 円を追加交付されたく申請する。」とする。

## 別記様式第3号(第9関係)

平成 年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

未来志向型技術革新対策事業 広域連携アグリビジネスモデル支援事業 高生産性地域輪作システム構築事業 生産資材コスト低減成果重視事業 低コスト植物工場確立事業

遂行状況報告書

番 号 日

#### 農政局長 殿

「沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあっては沖縄総合事務局長、北海道に来主たる事務所が所在する補助事業者を事務所が所在する補助事業者を支援を事業のの知識集約型産業創造スト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立・普及推進事業を実施する補助事業者にあっては農林水産大臣

所在地 団体名 代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

X	分	総事業費	12月3 したもの	<u>事 業 の 遂</u> 1日まで完了	1月1日 するもの	況 以降に実施	備	考
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日		
		円	円	%	円			

(注)「区分」の欄には、別記様式第1号の記の の表の「区分」の欄に記載された事項 について記載すること。

## 別記様式第4号(第10関係)

平成 年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

未来志向型技術革新対策事業 広域連携アグリビジネスモデル支援事業 高生産性地域輪作システム構築事業 生産資材コスト低減成果重視事業低コスト植物工場確立事業

実績報告書

号日 月

#### 農政局長 殿

沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者 にあっては沖縄総合事務局長、北海道に主た る事務所が所在する補助事業者及び未来志向型技術革新対策事業のうち新需要創造対策事業、団体推進事業及び知識集約型産業創造対策事業を実施する補助事業者並びに低コスト植物工場確立事業推進費のうち低コスト植物工場確立事業推進事業を実施する補助事業 者にあっては農林水産大臣

> 所在地 団体名 代表者

印

円

闩

円

円

円

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第10の規定により、その実績を報告する。 円円

農業・食品産業強化対策事業費補助金 農業・食品産業強化対策事業推進費補助金 牛肉等関税財源競争力強化生産総合対策費補助金

なお、併せて精算額として成果重視事業高生産性地域輪作システム構築民間団体事業推進費補助金

成果重視事業生産資材コスト低減民間団体事業推進費補助金 成果重視事業低コスト植物工場確立事業費補助金

成果重視事業低コスト植物工場確立民間団体事業推進費補助金

の交付を請求する。

記

記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部

分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。 添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

## 別記様式第5号(第10関係)

番 号年月日

EΠ

#### 農政局長 殿

沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあっては沖縄総合事務局長、北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び未来志向事務所が所在する補助事業者及び未来志向事業、団体推進事業及び知識集約型産業創造対策事業を実施する補助事業者並びに低コスト植物工場確立・普及推進事業を実施する補助事業者にあっては農林水産大臣

所在地 団体名 代表者

平成 年度農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金

未来志向型技術革新対策事業 広域連携アグリビジネスモデル支援事業 高生産性地域輪作システム構築事業 生産資材コスト低減成果重視事業 低コスト植物工場確立事業

の仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金について、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円 (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 3 消費税等相当額 金 円 補助金返還相当額(3-2) 金 円

(注)その他参考となる資料を添付すること。

## 財産管理台帳

#### 事業実施主体名

地区	名		地区	事業実施	<b>手度</b>	平成	年度	農林水産省	所管補助	加金名						
事	事	業	の 7	图 容		エ	期	経	費の		分	処分制	削限期間	処分σ	)状況	
業	事業種目		工種構造	施工箇所		着工	しゅんエ		負	担	☑ 分	耐用	処分制	承 認	処分の	摘
種	(事業細目)	事業主体	施設区分	又 は	事業量	年月日	年月日	総事業費	国庫	自己	その他	年数	限年月	年月日	内容	要
類				設置場所					補助金	資 金			日			
	計															
	計															
	合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
  - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
  - 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
  - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

## 別記様式7号(第14関係)

平成 年度補助金等支出明細書

1.	補助	金等	の名称								
2 .	事業	<b></b>	的及び内容								
	( 1	) [	的								
	( 2	) 具	L体的な内容								
3 .	交付	先の	公益法人の名称								
4 .	交付	実績	額				千円(A)				
5.	6.補助金等における管理費										
	(	1),	人件費				千円				
	(	2)-	一般管理費				千円				
	(	3)-	その他の管理費								
				内	容	Ŝ	金額 かんしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい				
							千円				
							千円				
				合	計		千円				
				合	計		千円				
6.	外部	3 <b>\</b> 0	支出								
	( 1	) 外	部に再補助等され	ている	ものに関する	支出					
			支出内容		支出统	先 金	額				
							千円				
							千円				
							千円				
							千円				
			合 計				千円(B)				
	( 2	)(	1)以外の支出								
			支出内容		支出统	先 金	額				
							千円				
							千円				
							千円				
							千円				
			合 計				千円				
7.	その	他									
			内	容		金	額				
							千円				
				千円							
				千円							
			合	計			千円				
	再建	助丝	の割合			0	6(B/A)				

(注)

- 1 「5.補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6.外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し 外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに 関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先 を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、 当該公益法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、 補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該公益法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

< 「(2)(1)以外の支出」の具体例>

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料

- 3 「6.外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。
- 4 「7.その他」については、「5.補助金等における管理費」、「6.外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8.再補助等の割合」については、「4.交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。